業務運営の状況

業務運営体制

各部室にまたがる重要かつ専門的な問題を総合的に調査・検討・推進するために、取締役会の下に「経営会議」を設置し、また同列の決議機関として「リスク・コンプライアンス委員会」・「AML/CFT委員会」・「ALM委員会」・「システム戦略委員会」を設置しております。

■ 取締役会

主要業務執行の意思決定を行う機関。法令、定款、規程の定めるところにより、経営に関する重要事項を決議・協議・報告し、取締役の職務の執行を監督します。

■ 監査役会

監査に関する重要な事項について報告・協議・決定を行う機関。取締役の職務執行全般について監査しています。

■ 経営会議

日常の業務執行に関する事項の意思決定を行う機関。また、担当役員等に決定を委ねた事項について必要な報告を受けるとともに、業務執行の基本事項の協議を行います。

■ リスク・コンプライアンス委員会

リスク管理に関する事項を専門的かつ網羅的に審議・決定する委員会。リスク管理に関わる事項としてコンプライアンスに関する遵守状況の確認、信用リスク、市場・流動性リスク、事務リスク・システムリスク等を含むオペレーショナル・リスクに関する事項等の協議、決定および確認を行います。

また、信用リスク管理の強化を図るため、信用リスクに関する事項を幅広く審議する「信用リスク会議」を下部組織として設置しています。

■ AML/CFT委員会

経営陣の主導により、全社横断的なマネー・ローンダリング、テロ資金供与リスク対策および反社会的勢力との関係遮断に関連する事項の協議、決定を行います。

■ ALM委員会

資産負債を総合管理し、リスクの状況や各種情報の分析をもとに適切なALM運営を行うための委員会。預貸金の金利設定に関する事項、市場リスク・流動性リスクのモニタリングなどALMに関連する事項の協議、決定を行います。

■ システム戦略委員会

システム開発にあたって、開発資源の有効活用を促進し、全社的な戦略プライオリティーを反映させるための委員会。システム投資予算枠および配分枠の検討・決定、システム開発案件のプライオリティーの決定、投資効果検証等、システム開発に関わる基本事項の協議、決定を行います。

■ 内部統制

当社は、適切な経営管理のもと、業務の健全性および適切性を確保するため、会社法および取締役会において定めた各種リスク、コンプライアンス管理態勢の基本方針に基づいて、内部統制システムを適切に構築、運用しています。

■ 内部監査

監査部は、業務部門から独立した組織として設置され、当社の経営管理（ガバナンス）態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢および各種リスク管理態勢につき検証を行っています。監査結果は取締役会において適時適切に報告しています。

■ 会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。